

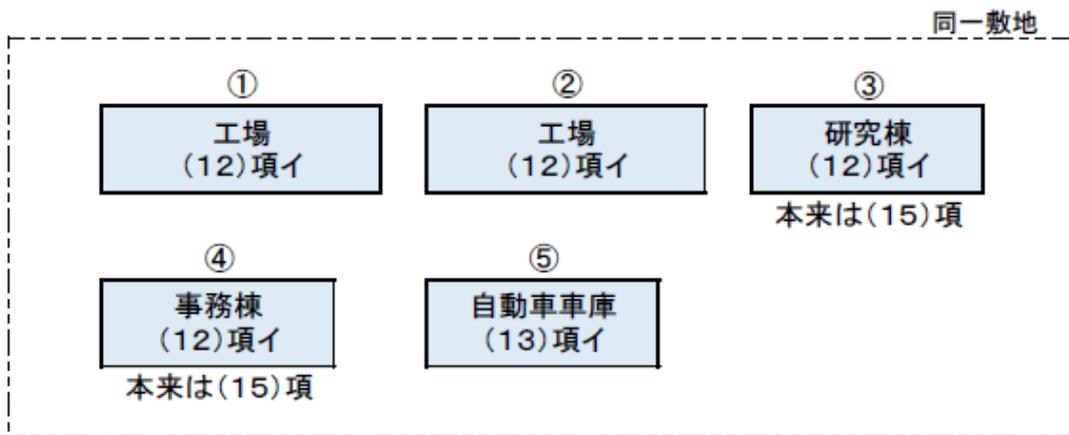
## 基準1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準

令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、別記1を参考とし指導すること。

- 1 同一敷地内の2以上の防火対象物が存する場合は原則として当該個々の防火対象物（棟）ごとに、その実態に応じて令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定する。

図1 同一敷地内に2以上の防火対象物がある場合の例



①～④ 主たる用途に従属的に使用されるもの → 主たる用途

⑤ 独立性の高い用途 → 当該独立した用途

- 2 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)に該当するもの、又は(2)に該当するものをいう。

- (1) 令別表第1に掲げる(1)項から(15)項までの防火対象物（別記2(A)欄に掲げる防火対象物）の区分に応じその主たる用途に供される部分として取り扱う部分は、別記(B)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）とし、当該(B)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）が機能的に従属しているもので、次のアからウまで全てに該当するもの。

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。

a 主たる用途に供される部分とは、劇場、事務室、宿泊室、病室、作業室等当該防火対象物の各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分で、一般的には従属的な部分の面積より大きい部分をいう。

b 管理権原を有する者と同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できることのできる者が同一であることをいう。

イ 当該従属的な部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか、又は密接な関係を有すること。

a 従属的な部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分は主たる用途に供される部分に勤務する者の福利厚生及び利便を

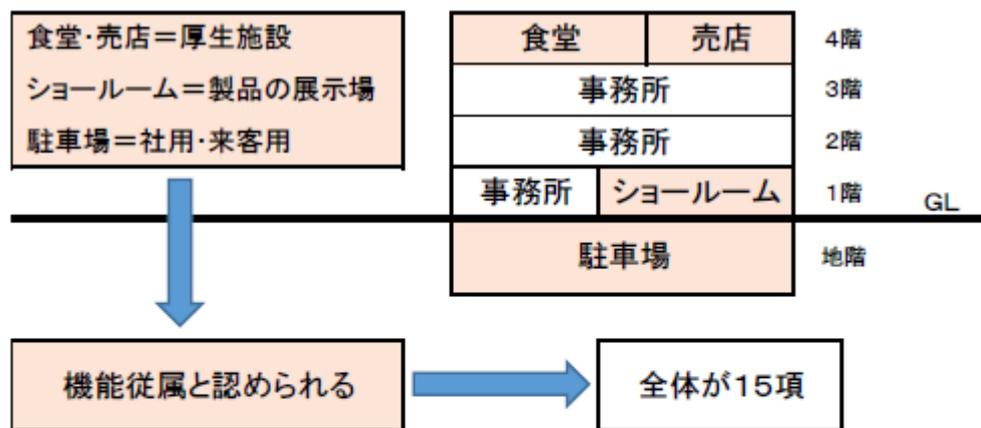
目的として設けられたもの、主たる用途に供される部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の（a）及び（b）に適合し、かつ、別記2（C）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

（a） 従属的な部分は、主たる用途に供される部分から通常利用に便なる形態を有していること。

（b） 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有していないものであること。

b 当該従属的な部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主たる用途に供される部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前a（a）及び（b）に該当し、かつ、別記2（D）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

図2 複数の異なる用途がある場合の例



この例の場合、食堂、売店は職員の厚生施設である。  
 ショールームは製品の展示場、また駐車場は来客用のもので、いずれも機能従属と認められ、当該防火対象物は（15）項となる。なお、駐車場部分は、駐車の用に供する部分として消防用設備等の設置が必要となる。

ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

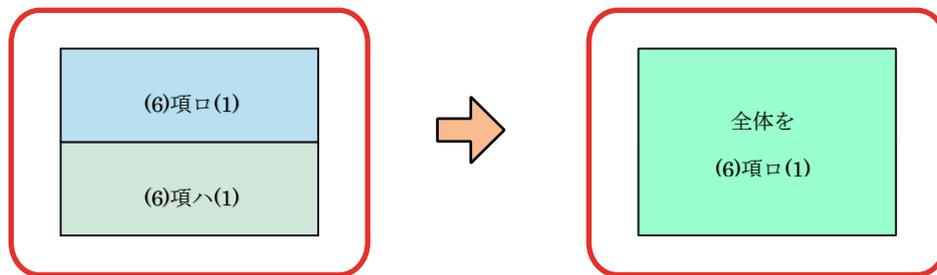
なお、従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であることとは、主たる用途の勤務者、又は利用者が利用する時間（残務整理等のため延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

備考

・用途判定について

(6) 項ロ(1) 及び(6) 項ハ(1) 等の各用途部分が1つの防火対象物内に独立した形で併存している場合、原則としては、(6) 項ロと(6) 項ハ等の複合用途防火対象物と判断するが、独立した形で併存しているかどうかの判断は、各用途の運営主体、事業形態及びサービスの提供の実態等により考慮する必要があるため、主たる用途に含められるべき部分と判断するか、主たる用途に供される部分に従属するものと判断するか、又は独立した形で併存していると判断するかは、防火対象物の実態等によって異なるものとなる。

また、防火対象物の実態等によって、1つの防火対象物に独立した形で複数の同一業態の(6) 項ロ及び(6) 項ハ等に掲げる防火対象物が存することとなった場合においても、サービスの提供の実態等により、共用部分や共用施設が同じなどの理由により、利用者の安全側に立って指導するのが望ましいものとする。



- (2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれ独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5) 項イ若しくは(6) 項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物、又は同表(6) 項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）

- 3 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿、共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取扱うものであること。

面積比	判定
一般住宅の部分 > 令別表第1に掲げる用途の部分 ≤ 50㎡	一般住宅
一般住宅の部分 < 令別表第1に掲げる用途の部分	令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物
一般住宅の部分 > 令別表第1に掲げる用途の部分 > 50㎡	令別表第1(16)項に掲げる防火対象物
一般住宅の部分 ÷ 令別表第1に掲げる用途の部分	

- 4 同一敷地内の一般住宅に付属する物置、又は車庫で私生活の用に供されるものは、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。
  - 5 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
  - 6 防火対象物の外観、名称等が(1)項から(14)項までに該当しない場合であっても安易に(15)項として適用するのは避け、あくまでその実態により判断すること。
  - 7 法第11条により許可を受けた危険物の製造所等は、その利用形態により、令別表第1の項のいずれかの防火対象物又はその部分に該当するものであること。  
例：製造所は主に(12)項、一般取扱所は主に(12)項及び(15)項、給油取扱所は(4)項、貯蔵所は主に(14)項に該当することとなる。
- 「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」  
(昭和50年4月15日消防予第41号及び消防安第41号)
  - 「主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる条件とは」  
(昭和50.11.5消防安第158号)
  - 「危険物製造所に係る消防用設備等の設置についての適用法条は」  
(昭和50.6.16消防安第65号)